

定款細則

第1条 定款第27条にもとづき理事長が専決する日常の業務は次の各号に定める業務とする。

- ① 施設長の任免その他重要な人事を除く職員の任免
- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負、物品購入等の契約のうち1,000万円以下の契約及び支出
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等を目的とするもので、予算計上されていない1件当たり1,000万円以下の契約並びにこれらの処分
- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品（取得価格が、1件当たり500万円未満のものに限る）の売却又は廃棄 ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 入所者、利用者の日常の処遇に関する事項
- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事項
- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- ⑫ 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- ⑬ 職員の昇給、昇格に関する事
- ⑭ 各種証明書の交付に関する事
- ⑮ 行政官庁からの照会に関する事

第2条 理事長は、前条②号、⑤号（10万円以下の支出に限る。）、⑨号、⑩号、⑬号及び⑭号の各業務については、施設長その他の管理職の職員に委任することが出来る。

第3条 定款第19条第2項にもとづき業務執行理事が専決する日常の業務は次の各号に定める業務とする。

- ① 毎年度の予算案及び事業計画案の作成に関する事
- ② 予算執行状況の管理監督に関する業務
- ③ 法人の各施設長及び管理者等の業務執行状況の管理監督に関する業務
- ④ 法人本部の事務執行の管理監督に関する業務
- ⑤ 第1条⑤号のうち1件が100万円以下の支出
- ⑥ 第1条②号のうち法人本部所属職員の労務管理に関する業務

第4条 理事長及び業務執行理事は、第1条及び第3条の規定により専決した業務のうち、重要と認められるものについては理事会に報告しなければならない。

第5条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規定は、令和3年11月 1日より施行する。
- 2 令和6年11月1日改正